

辰野町訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書[医療保険]

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者	辰野町
所在地	上伊那郡辰野町中央1番地
代表者	町長 武居 保男
電話番号	0266-41-1111（辰野町役場）

2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

事業所名	辰野町訪問看護ステーション
所在地	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5
電話番号	0266-43-3308
FAX番号	0266-43-3341
事業所番号	2490012
管理者名	小口 みづほ
事業目的	医療を必要とされるご契約者にたいして、看護のサービスを提供し、居宅においてご契約者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。利用に関しては主治医の指示書が必要です。
運営方針	24時間体制で、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。
サービス提供地域	辰野町 (上記の地域以外につきましては、別途交通費をいただいでる訪問となります。)

3. 事業所の職員体制（2024年4月1日現在）

職種	従事する業務	常勤	非常勤	計
管理者	業務全般の管理	1名		1名
サービス担当職員	サービス担当			
内 訳	訪問看護師	6名	2名	8名
	理学療法士	0名	2名	2名
	作業療法士	0名	3名	3名
	言語聴覚士	0名	1名	1名
事務職員	業務の事務全般	0名	1名	1名

4. 営業時間

営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
休業日	土・日・祝祭日・12月29日から1月3日は休み

※24時間対応体制加算契約利用者に対して、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急訪問をします。

5. サービス内容

- ①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ②日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・悪化防止の相談
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての医療処置
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

6. サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

電話または来所していただきお申し込みください。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所された場合、又は医療機関に入院して3ヶ月経過した場合。

- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合。

7. 利用料金・料金の請求及びお支払い方法

- (1) 医療保険からの給付サービスを利用する場合は、自己負担金は原則として利用料金の3割負担です。前期高齢者医療保険の場合は2割か3割・後期高齢者医療保険の場合は1割～3割負担となります。
- (2) 毎月15日前後の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参、または郵送等致します。
※詳しい利用料金・お支払い方法については別表1参照

8. 緊急時の対応

サービスの提供中にご契約者の容態の変化があった場合は、速やかにご契約者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、緊急連絡先に連絡いたします。

9. 個人情報保護について

- (1) 従事者は、サービス提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を守る事を義務とします。
- (2) サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に合意を得ます。
- (3) 従事者は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守る事を義務とします。

10. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

辰野町訪問看護ステーション	担当者 小口 みづほ 電話番号：0266-43-3308 対応時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
---------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

辰野町役場保健福祉課	電話番号：0266-41-1111 対応時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00
------------	--

11. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 小口 みづほ
-------------	------------

- (2) 研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (3) サービス提供中に、医療従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村または関係機関に相談、通報します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備し、虐待事案が発生した場合、マニュアルを基に即座に対応し再発防止策等を検討します。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

1 2. 身体拘束について

- (1) 利用者の生命又は身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 身体拘束事案が発生した場合、マニュアルを基に対応し検討します。

1 3. ハラスメント

現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるようハラスメント防止に取り組みます。①～③は当事業所職員、サービス関係者、ご利用者及びそのご家族等が対象となります。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 意に添わない性的言動、好意的態度の要求等
- ④ ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。
- ⑤ 従事者に対し、研修等を通じて、人権意識や知識の向上に努めます。
- ⑥ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約の解除等の措置を講じます。

1 4. 感染症対策・衛生管理等

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所の関連病院である辰野病院の感染症対策委員会に属し、毎月開催される委員会へ参加し、その結果について従事者に周知徹底をします。
 - ② 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、感染症発生時の具体的対応として、訪問看護感染症マニュアルに沿って対応します。
 - ③ 従事者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を年1回実施します。

1 5. 業務継続計画の策定等について

- (1) 自然災害や感染症などの非常時においても、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を基に即座に対応します。
- (2) 非常時の対応等の場合、訪問予定を調整することがあります。
- (3) 事業者が一時閉鎖になった場合は、近隣の訪問看護ステーションとの連携体制を構築しています。利用を希望する場合は、他の訪問看護ステーションに個人情報の保護の観点から適切に取り扱い、引継ぎを行います。

1 6. 情報の開示

- (1) 事業所の概要・サービス内容について、定期的の開示しており、介護サービス情報公表で確認することができます。
- (2) 当事業所のサービスの実施ごとに、記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から2年間保管（苦情の内容等、事故の状況及び事故に際して取った措置について5年間保管）します。

1 7. サービス利用に関する留意事項

サービス提供の際、事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、金銭の管理や貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けいたしかねますので、ご了承ください。
- (3) 利用者の私物を預かることはいたしかねますので、ご了承ください。

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 長野県上伊那郡辰野町大字辰野 1445 番地 5

名 所 辰野町訪問看護ステーション

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印